

# 社史に見る戦後日本建設業の近代化の研究

建築デザイン分野 上杉昌男

## Abstract

わが国における建設業の発祥は江戸時代中期であり、現在も活躍を続ける多くの建設業者がこの時期に創業している。その発展過程で建設業界は、第二次世界大戦を味わう。業界の地位の低さ、請負契約の片務性などの多くの問題を抱えたまま建設業界は戦後、未曾有の混乱期を迎える。建設業界はこのような戦後の壊滅的な状況からどのように復興を遂げ、近代化の過程をたどっていったのであろうか。このような観点から、本研究では、建設企業の社史を相互に比較しながら読むことで建設業界全体および各社の動向に着目しながら、戦後日本建設業の近代化のプロセスを明らかにすることを目的とする。

## 1. 研究概要

### 1-1. 研究目的

戦後における日本建設業の歴史的変遷、とりわけその近代化のプロセスを、建設企業の社史の記述を読み取ることによって、明らかにすることを目的としている。

### 1-2. 研究対象期間について

本研究の対象期間は終戦以降としているが、まずその意義を明確にする必要がある。

菊岡俱也氏は『わが国建設業の成立と発展に関する研究—明治期より昭和戦後期—』（平成17年度 芝浦工業大学博士学位論文）において日本の建設業の発展を、

- [1] 近世から昭和戦後（おおよそ昭和24年）まで
- [2] それ以後から現在までの時期

の二つの時期に分けて考えることができると述べた上で、[1]の時期を研究対象期間とし、日本建設業の発展過程を研究した。また、菊岡氏は第二次世界大戦を建設業の“一時的消滅”の期間であるとも述べている。

これらを踏まえた上で本研究においては、[2]の時期を含む終戦以降を研究対象とし、建設業界がこの“一時的消滅”からどのようにして近代化の過程を辿ったのかを考察するものとする。

### 1-3. 研究手法

本研究では、建設企業の社史にある記述を主な資料

として用いる。産業史や書籍などから、建設業界全体のおおまかな流れはつかむことができるが、具体的な企業を主語とした記述が少ない。各建設業者独自の視点や経営方針を読み取りながら、業界全体あるいは社会の動向とそれぞれの企業がどのように結びついているのかを理解するには、社史が研究資料として最も適切であると考えた。

具体的な研究のプロセスとしては、まず『戦後日本産業史』、『大阪建設業協会100年史』、その他建設業の歴史に関する書籍などを参考として、時代ごとに建設業界に大きく影響した事柄の抽出と、業界全体のおおまかな流れを把握する。

次に、それらに対して、建設業者がそれぞれどのような動向を見せたのかを、社史の記述から時代ごと、項目ごとに相互に比較しながら読み込んでいくことによって、建設業界の近代化のプロセスを明らかにしていく。

## 2. 終戦直後（おおよそ1945～1950年）

### 2-1. 工事打切

戦前からの企業は終戦と同時に工事打切と復員者・引揚者の受入れによって冗員を抱え、受注減少に苦しむ。この頃に、希望退職者を募るなどといった人員整理に関する記述も多くの社史で見られた。一方で、終戦直後は業者の乱立も著しい時代であった。終戦を境として、あらゆる産業においてその就業者人数は激減するが、建設業では前述の工事打ち切りと復員引揚が失業者増加の大きな要因であると考えられる。そして、

このような失業者にとって、当時の建設工事は小規模かつ間に合わせの仕事でよく、一時的な生業として恰好であると捉えられ、業者の乱立につながったといわれている。

戦時体制下においては、国力の全てが戦争目的に投入され、建設業では重化学工業や軍関係工事が中心の施工となっており、飛行場建設、兵舎、基地建設、防空壕、地下壕など規模も大きなものが多かった<sup>2</sup>。この傾向は昭和 20 年 3 月の戦時建設団発足によりいっそう強化され、当時の民間工事は軍関係を除くと皆無といつてよい状況になっていた。

しかし、これらの軍関係工事は終戦とともに全て打ち切れ、戦後の建設業の仕事の規模は一変する。例えば住宅は 50 平方メートル以下に制限されたり、進駐軍工事も各地で分散的に発注されることが多くその規模も非常に小さかった。このような小規模工事は大規模業者には手をつけにくく、むしろこの時期に乱立した身軽な業者にとってこそ、都合のよい需要であった。

したがって、終戦を境とした需要の質的な切り替わりが、大規模業者が受注難・冗員に苦しむ一方で業者が乱立するという一見矛盾した構図を生み出していたと考えられ、これは戦後独特の現象であると考えられる。

## 2-2. 建設業経営の圧迫要素

戦時中の潜在購買力などから、終戦直後、日本では悪性インフレが生じ、ヤミ価格が横行する状況となっていた。終戦直後のいちじるしい資材不足は建設業界にとって大きな問題であり、工事に必要な資材の入手ルートが闇市であることも多かった。

こうした中、「政府に対する不正手段による支払請求防止等に関する法律」（法律 171 号）が制定され、ヤミ価格は取り締まられ、工事原価を構成する資材や労賃の中に統制価格を越えるものがあつた場合、その差額は支払わないものとされた。それと同時に、当時は公共工事代金の支払いが遅延するということがしばしば起つていたという記述が多く、社史に見られた。戦前から、請負契約においては発注者の代金支払い時期が明確化されておらず、請負契約の片務性として問題視されてきた。このような戦前からの問題点も、戦後の建設業者の混乱の大きな一因になっていたと考えられる。

## 2-3. 進駐軍工事

戦後初の大口需要となつたのが進駐軍工事であり、占領統治に必要とされる飛行場の新設・整備、兵舎や家族用住宅の建築、高級将校用の接収住宅の改築など

が至上命令として要求された。

総受注高に対する進駐軍工事の占める割合は極めて大きく、例を挙げると、間組では件数で約 40%、金額で約 75%、鹿島建設では、手持ち工事量 14 億 3500 万円のうち、約 7 割に相当する 10 億 4700 万円を占めていた。ただし、それらの工事は、量としては満足のいく需要ではなく戦後の工事激減を十分に埋め合わせることができるほどの量ではなかったといった記述も多く見られ、大口需要とは言っても、業者によっては必ずしも十分な需要ではなかったものと考えられる。ただし、進駐軍工事を通して、アメリカの進んだ施工技术や重機械類に触れることができたという点は、後のわが国の建設業の発展を考慮すると評価できる点である。

## 2-4. 戦時補償特別措置法

各建設業者は戦時中の軍関係工事によって、政府に多額の債権を有するようになっていた。しかし、GHQ は戦時利得の除去と国家財政の再編成を目的として、戦時中に法人個人が取得した利益・財産は没収するように命じる。こうして、昭和 21 年 10 月、戦時補償特別措置法が施行される。これは、各企業の政府に対する工事代金などの債権である戦時補償金の支払いについては 100%の課税を行なうというものであり、事実上戦時補償の打ち切りを意味した。建設業界全体における戦時補償金は総額で約 20 億円にまでのぼるといわれており、この法律が建設業界に与えたダメージが計り知れないものであつたということは言うまでもない。

では、このような建設業界にとっての大きな死活問題に対して、建設業者はどのような対策をとつたのであろうか。

戦時中の軍関係工事はすべて軍建協力会もしくは海軍施設協力会という組織の下請として行なわれたという点が重要であつた。西松組（現西松建設）が、大阪で海軍施設協力会から請け負つたことを示す契約書を持参し、このような場合納税義務者は建設業者ではなく、協力会なのではないかという意見を提出する。そして、戦時中に行なつた軍関係工事について、「陸軍→軍建協力会→建設業者」もしくは「海軍→海軍施設協力会→建設業者」という請負関係を証明できれば、戦時補償税を納めなくて済むように、業界全体で働きかけ、終戦の翌年に土木建築統制組合によって組織された補償打切対策委員会は、政府に対する陳情を強めていく。その結果、大蔵省は契約書、領収書などの書類によって前述の請負関係を確認できたものに限り、課税を免除することとした。

協力会との請負関係の立証に必要な書類を、どの建

設業者も必死で探したこと、書類の多くは軍命令で焼却されていたため収集が困難であったことなどが多くの社史で記述されていた。

## 2-5. 職業安定法

労務の請負は古くから人入れ稼業とか人夫請負業と呼ばれ、封建的拘束や賃金のピンハネが問題視されてきた。日本の民主化を掲げた GHQ の占領政策においては、労働の民主化が重点課題の一つであり、中間搾取や強制労働の恐れのある労働者供給事業が目の敵にされた。

そして、GHQ は建設業における下請制度も労働者供給事業であると判断し、

- ① 建設労働者の供給は、一切、職業安定所を通さなければならないこと。
- ② 労働者は、全員元請の直傭（直接雇用）でなければならないこと。
- ③ 地方での労働者募集を行ってはならないこと。

などを命令し、日本の建設業において長年採用され続けてきた請負制度は禁止された。

清水建設の社史には、ただちに直傭運営対策委員会を設置し、直傭制実施要領を設けたが、賃金計算が煩雑極まりないものとなったり、作業能率の低下からコストの上昇を招いたとある。また、労働組合が労働力を直接供給斡旋するアメリカの労働需給システムを、異なる労働形態の日本にそのまま当てはめようとしたところに無理があったとも記述されている。

その他、アメリカや占領軍に対する怒りすら感じられるような、GHQ を非難するような記述も多く見られたが、それらの記述の背後には、日本を民主化しようとするアメリカの意図とは裏腹に、アメリカと日本の労働システムの違いからかえって日本の建設業にとって大きな足かせとなってしまっていたという齟齬が垣間見られる。日本の建設業はこの頃依然として手工業的生産技術に停滞していたことは否定することができない。このような非近代性が当時の建設業を封建的色彩の強い手工業労働者の地位に低迷させている原因であるが、アメリカはこのような封建性を請負制度そのものに起因するものとして捉えた。しかしその一方で、請負というシステムが日本の建設業において長きにわたって採用されてきたものであり、建設業が請負というシステムとともに発展してきたということも事実である。

このように、請負制度に対する認識について、日本とアメリカとの間で大きな齟齬があったという点が、当時の職業安定法が行き過ぎたものとなり、日本の建

設業に適合しない形となってしまった大きな原因であると考えられる。

## 3. 朝鮮特需時代（おおよそ 1950～1955 年）

### 3-1. 建設業法

1948 年、建設業界にとって初の主務官庁である建設省が発足する。これに伴って 1949 年には建設業法が施行され、「標準請負契約約款」や「公共工事の前払い金保証事業に関する法律」などのように、建設業界を統括するシステムが徐々に整備されていく。

### 3-2. 標準請負契約約款

戦前から建設業界には「三大問題」と呼ばれる解決されるべき課題があった。その内容は、

- ① 建設請負業者の議員被選挙権が認められていない不合理の是正
- ② 営業税に見られる不公平な税制の改善
- ③ 請負契約における片務性の是正、

の三点である。

これらのうち、①に関しては大正 11 年の普通選挙法によって解決され、②についても大正 15 年に営業税の廃止によって解決される。そして③の請負契約における片務性に関する問題が解決されぬまま戦後に持ち越された。

請負契約は、請負人の仕事完成義務と発注者の代金支払い義務が対価関係にあるものであり、表面上は「契約」という形を持ちながらも、実際には相互の規範関係は対等なものではなかった。すなわち、請負人にとって不利な内容の契約が結ばれることが多かったのである。請負契約の片務性の内容としては、発注者の代金支払い時期が不確定、注文者側の一方的な工事中止または設計変更の場合、請負人の損害を注文者は負担しない、注文者に責任のある資材支給時期の遅延、または天災その他不可抗力による工期延長はすべて注文者の一方的意思による、天災その他不可抗力にもとづく損害については請負人の負担、請負人の債務不履行については遅延利息・過怠金などの負担が定められ、注文者の債務不履行については何らの賠償義務を規定しない、などである。

建設業者は標準請負契約約款を制定することにより、これらの片務性を是正することをかねてから望んでいた。つまり、約款の登場は片務性是正の第一歩であったといえる。しかし、標準請負契約約款の採用は法的な強制力を持つものではなく、勧告に過ぎなかった。約款が成立しても、依然として従来からの問題のある

約款の利用がなされたり、発注者に不利とならない条項のみを部分的に採用して実施するということが行なわれた。

### 3-3. 公共工事前払金保証事業に関する法律

民間工事において、発注者は前払い金を支払うことが商習慣となっており、建設業者にとって資材調達や着工準備の円滑化などの利点があったが、公共工事においてはこのようなシステムが制度化されておらず、前払い金がなされることは少なかった。公共工事は多額の資金を要することが多く、自己資本が十分でない業者は資金確保に苦しみ、適正な施工が困難となることが多かった。この頃の金融難の要因としては、

- ① 特需による資材価格の高騰
- ② 朝鮮戦争終戦による工事ブームの衰退
- ③ 建設業差に対する金融機関の投資順位の低さ

の三点が多くの社史で挙げられている。

特に③については、建設業独特の性質がいくつか結びついていると考えられる。まず、その経営の身軽さである。いつ工事が来るかわからない、受注してから必要なものを買い付けるといった独特の需要特性から、建設業者は機械等をなるべく保有しない。このような固定資産の保有率の低さが直接的に融資順位低下につながる。また、古くからの業界の信用の悪さも関係していると考えられる。“官公庁が前渡金を認めないのは、他に流用される懸念が大きく、業者の信用に問題があった。”<sup>3)</sup> という記述からも、古くからの建設業に対する印象が融資順位に影響し、金融難の間接的な要因の一つとして結びついていることが、この法律の背景として読み取ることができる。

### 3-4. 沖縄米軍基地工事

朝鮮戦争特需によって沖縄米軍基地工事という大口需要が生じる。日本の建設業は米国の機械化施工、合理的な事務処理、安全衛生の概念など、その後の近代化に寄与する多くの要素に触れることとなり、多くの社史でその重要性が述べられているが、沖縄米軍基地工事の経験は日本の建設業にとって、それまでの技術開発に関する産業特性を変えるきっかけとなった点がりわけ重要であったと考えられる。一般に、建設業界における技術開発は昭和 30 年代後半に急速に進んだといわれているが<sup>4)</sup>、特に大手建設企業の中にはおよそ昭和 25~30 年の間に技術開発を目的とする研究機関を社内に創設する動きが見られる。また、研究機関の創設に至らなかったとしても、海外視察などを通してアメリカの技術を導入しようとする積極的な姿勢も

見られる。

古くから日本の建設業は施主による直営制度が長く行なわれていて、請負というシステムが支配的になってきたから直営主義的な関係が施主と請負人の間に残っていた。そしてこのような直営工事では、設計から施工までの技術的な決定権と主導権は施主にあり、技術は専ら施主のものであった。<sup>5)</sup>つまり沖縄米軍基地工事は、技術に関するイニシアティブが発注者側から受注者側へシフトするきっかけになったという点でも、日本の建設業の体質を変えた出来事であったと考えられる。

## 4. 高度経済成長期における飛躍（1955 年～70 年代）

ここでは経営合理化と施工合理化の二つの側面から、建設業の近代化の過程を考察する。

### 4-1. 経営合理化

まず、多くの建設企業でこの頃に社内機構の整備と長期的な経営目標の設定が行なわれた。その背景には建設市場の過当競争があり、特に営業体制の強化に重点が置かれた。

例えば、清水建設では、昭和 32 年に営業調査部が設置され、得意先の投資計画や工事入手の方途の調査・研究・営業情報や予測工事案件の早期入手・集約選別が行なわれた<sup>6)</sup>。また、多くの企業で支店を各地に設置し、営業網の強化も図られている。さらに、不動産事業への拡大もこの頃の建設企業の新しい動きの一つである。例を挙げると、大林組では昭和 30 年に浪速土地株式会社<sup>7)</sup>、大成建設では昭和 28 年に有楽土地株式会社が<sup>8)</sup>、それぞれ不動産業務を扱う子会社として創設され、清水建設ではビルコンサルタント部が設置され、ビル事業を計画段階から相談に乗るという営業が行なわれた。

これらの不動産事業では、例えば、資金の無い得意先を複数集めて、資本を一つにまとめることでビル建設に結びつけるなど、顧客の建設意欲を刺激するという意図があった<sup>9)</sup>。建設業の産業特性として第一に挙げることができるのは、本質的に受注産業であるということである。つまり注文を受けてから初めて経営活動が開始される。このような注文第一主義的な性格は、発注者依存型の体質を建設業者に形成させ、自ずと営業には待ちの姿勢が定着したと考えられる。このような産業特性を踏まえて、この時期の各建設業者の営業姿勢を見ると、「需要の創造」、「顧客開拓」を目指す傾向が生じてきていると考えられ、それまでの建設業の産業特性に大きな変化が見られる。このような営業姿勢の変革が究極的には上記のような不動産事業への拡

大を生み出したと考えられ、建設業がそれまでの営業における「待ちの姿勢」からの脱却が目指し始めた重要な時期であったと考えられる。

#### 4-2. 施工合理化

戦後日本の建設業が、進駐軍工事や沖縄米軍基地工事を経て米国の進んだ技術に触れ、技術開発に目覚めたことは既述の通りであるが、1956年にアメリカに派遣された視察団によると、依然として建築の施工技術には手工業的生産様式が広範囲に残っていて近代化が相当遅れていると指摘されていた<sup>10</sup>。そして、昭和30年代の高度経済成長期に日本の建設業の技術開発・施工機械化は急速に進む。資本金一千万円以上の会社について、昭和31年度から34年度までの設備投資の伸びを他産業と比較してみると、建設業の伸び率が最高であったともいわれている<sup>11</sup>。社史に見られる当時の施工合理化に関する記述内容は、大きく分けて以下の4点に分類された。

##### [1] 施工機械化について

多くの企業が巨額の資金を機械類購入に投じている。さらに機械部や運営委員会などの設置によって計画的な導入・保有が図られている。同時に、それらの維持管理に必要となる倉庫や工場などのような大規模施設の設定も相次いでいる。中には大成建設のように、自ら機械製作を司る子会社の設立に踏み切った例も見られた<sup>6</sup>。

##### [2] 研究施設について

昭和25～30年にかけて、一部の企業で研究施設の創設が行なわれたが、大多数の企業は昭和30年代に入ってから研究施設が設立され、あるいは施設の規模の拡大が繰り返された。

##### [3] 独自技術の開発について

さらに、研究施設の設立が相次ぐこの時期から、施工法の多様化が進むが、それらの技術に、例えば、OSW(Obayashi Wet Screen)工法、竹中式オーガパイプ工法、鴻池式基礎工法、SM式足場(清水建設)などといったように、多くの企業が自社の社名や頭文字を組み込んだ名称を用いていることから、それまでの単なる先端技術の導入にとどまらず、独自の技術開発が相次ぐ傾向が読み取れるとともに、自社技術に対する誇りや愛着といった意識の変化も読み取ることができる。

##### [4] 鋼製仮設材導入について

この時期にあらゆる施工技術、新材料等が登場した

であろうが、とりわけ多くの社史において鋼製仮設材に関する記述が見られた<sup>12</sup>。この頃普及し始めた鋼製仮設材は、パイプサポート、鋼製仮設足場、鋼製型枠などであるが、その背景にはまず、昭和30年代の木材価格上昇と鋼材価格低下がある<sup>5</sup>。また、太平洋戦争中の乱伐による戦後の木材不足もあり<sup>10</sup>、仮設材の鋼製化が推進されるようになった。このような仮設材における鋼製材の導入は、当時の日本の建設業にどのような意義があったのであろうか。まず、鋼製材の特性について考える。清水建設研究部の久良知丑次郎の研究<sup>13</sup>では、パイプサポートの特性について、木材と異なり切断の必要性が無く反復利用が可能である点、長寿命、規格化されている点、などを挙げている。型枠の場合も、木製パネルでは3～5回の使用で処分されるのに対して、鋼製型枠の場合は200回以上の使用に耐えることができるといわれており、仮設材の鋼製化は長寿命・反復利用を大幅に可能にしたことが分かる。そもそも仮設材は非耐久的で工事ごとに残材化し、破棄されるということから材料として扱われ、企業会計的にも棚卸資産として扱われてきたが、このような鋼製化により、仮設材には長期的な管理の実用性が生じ、採算をとるには安定した繰り返し使用が重要となる。すなわち、仮設材はこの頃から施工設備の性格を強めたともいえる。

これら四点が、当時の建設業者にとって施工上の大幅な技術革新を意味することは言うまでもないが、それ以上に、とりわけ[1]、[2]、[4]については建設業者の経営あるいは建設業界の体質そのものを根底から変革される原因にもなったと筆者は考える。その根拠を、従来からの建設業の経営特性と照らし合わせながら以下に述べる。

古川修は、従来の建設業の経営特性について、①身軽さ、②資本の個人性・同族性、③閉鎖性の三点を挙げている<sup>3</sup>。昔からの直営的性格から技術・道具・機械は主に発注者が所有する傾向があり、受注の不安定もあり、建設業者は極力固定資産の保有を避け、その経営は身軽さを求めるものであった。したがって、資本金についても個人あるいは同族でまかなえることが多く、自ずとその経営は閉鎖性を帯びるものとなっていた。

ところが、[1]で述べたように高度経済成長期における建築物の大型化、施工の機械化が進むことにより、多くの建設業者が機械を保有することになり、それとともに機械を維持管理するための倉庫や工場などの固定資産の所有が必要とされるようになる。同様に、戦前とは異なって技術や研究のイニシアティブが発注者側から受注者側へシフトすることによって、やはり

建設業者は[2]で述べたような研究施設などの創設を必要とする傾向が生まれる。[4]で述べた仮設材の鋼製化も、それまで棚卸資産として扱われていたものが、設備的な扱いに変わることによって長期的な所有の必要性が生じ、建設業者に物的な資産の所有を行なわせるようになったことを意味する。

これらは明らかに従来からの経営特性である①の身軽さを否定するものである。

そして、このような大規模な資産の所有は必然的に、膨大な資本を必要とすることを意味し、個人あるいは同族の範囲では補いきれなくなる。機械化や技術開発を目的としての増資が相次ぎ、実際この頃に多くの建設業者が株式公開に踏み切っていることが多くの社史に記述されている。したがって、②の経営の個人性・同族性もこの頃に失われていく。また、株式公開は建設業者の経営にさらなる変化をもたらす。当時の株式公開に関する社史の記述を見ると、

“同族会社の殻を抜け出し、より一層、ガラス張りの経営に徹していきたい。株式の上場により一段と対外信用を高め、経営基盤の拡大に資したい。<sup>14</sup>”

“世間さまからの力を拝借してこの会社を経営していくことになったのであるから、いっそう世間の目も厳しい<sup>15</sup>”

といった内容が見られる。企業に対する社会的評価が株式市場において数値化されることになり、各企業はそれまでの経営の閉鎖性を捨て去り、社会からの信用や、社会に対する責任を強く意識し始めたことが読み取ることができる。戦前から地位が低く、片務的・封建的な色彩が強かった建設業界にとって、このような変革は業界の社会的地位の向上、社会に対する経営の公開性といった点で、非常に重要な過程であったと考えられる。そして、株式の公開はもとをたどれば当時の施工合理化に同族資本がついていけなくなったということに起因する。

よって以上より施工合理化は、工事効率を向上させるという直接的な施工近代化のみならず、間接的には従来の建設業の経営特性からの脱却、さらには建設業の社会的地位の向上をももたらすことにつながったといえる。

## 5. 結論

以上のように、終戦直後から高度経済成長期までの建設業の歴史を、終戦直後・特需経済期・高度経済成長期の3つの期間に分類し、社史を通して見ることによって、建設業界全体の動きと各建設業者の動きがどのように対応しているのかを読み取りながら、建設業界が第二次世界大戦で味わった“一時消滅”からどの

ように復興を遂げ、どのように近代化のプロセスを歩んでいったのかを明らかにすることができたといえる。

---

<sup>1</sup>岩下秀男著『日本のゼネコン—その歴史といま—』（相模書房 1997年）

<sup>2</sup>『大林組八十年史』（株式会社大林組 1972年）

<sup>3</sup>社団法人大阪建設業協会『大阪建設業協会 100年史』（2009年）

<sup>4</sup>菊岡俱也『建設業』（東洋経済新報社 昭和55年）

<sup>5</sup>古川修『日本の建設業』（岩波新書 1963年）

<sup>6</sup>『清水建設二百年 経営編』（清水建設株式会社 2003年）

<sup>7</sup>『大林組百年史』（株式会社大林組 1993年）

<sup>8</sup>『大成建設社史』（大成建設株式会社 1963年）

<sup>9</sup>内山諫『ビルブームの原因と実態』

<sup>10</sup>『建設工業—建設工業視察団報告書—』（編集兼発行財団法人日本生産性本部 1957年）

<sup>11</sup>内山諫『建設業』（有斐閣 1962年）

<sup>12</sup>例えば、『清水建設二百年 経営編』、『戸田建設百二十年史』、『鴻池組社史』などで鋼製仮設材に関する記述が見られた。

<sup>13</sup>久良知丑次郎『鉄製支柱に関する研究』（社団法人日本建築学会 1954年）

<sup>14</sup>当時の浅沼組社長である浅沼猪之吉の株式公開に関するコメント。『浅沼組 100年』

<sup>15</sup>当時の清水建設社長である清水康雄のコメント。『清水建設二百年 経営編』より。

## 討議等

### ◆討議 [吉中]

建設企業の社史を研究資料として用いた理由・目的を教えてください。

回答：建設業の歴史に関する既往研究を見ると、具体的な企業名を主語とした記述が非常に少ないということが分かりました。そこで、自社の歴史の変遷をまとめた社史という資料を用いることで、各企業の主観的な記述を集めることができると考えたからです。それによって、具体的にどの企業がどのような動きを見せたのかという点に着眼点を置くことを目的としています。

### ◆討議 [吉中]

主観的な記述ということは、社史の研究資料としての正当性は失われるのでは。

回答：確かに主観的記述を扱うことで研究内容の客観性に影響を及ぼす可能性はあると考えましたが、複数の社史を相互に比較しながら読むことによって、研究としての客観性は維持できると考えました。また、相互に比較しながら読むということが本研究の新規性でもあると考えています。

### ◆討議 [宮本]

社史という主観的記述を主とした研究資料を、第三者として読んでいく上で、これは鵜呑みにはできないという記述があれば、具体的に教えてください。

回答：社史ごとに差はありますが、自社の歴史をまとめたもの、主観的記述が多いという性格から、やはりどうしても自らの会社をいように表現しようとする記述が目立ちました。例えば、竹中工務店の社史を見ると“不動産事業に関してはわが社がどこよりも先駆けて取り組み始めた”というような記述が見られました。このような、“どこよりも先駆けて～”、“他社よりも優れた～”といった記述に関しては鵜呑みにはできないと思いました。また、このような記述に対する信頼性についても、複数の社史を比較しながら読むことである程度把握できると考えました。

### ◆討議 [倉方]

今までの研究と違う結論があればいいと思います。既往研究との差異のある独自の内容を教えてください。

回答：例えば、既往研究で建設業の施工技術に関する考察を見るとだいたい結論は技術がどのように向上したのかという内容になります。しかし、本研究では施工合理化が資本の必要性を生み出し、建設業者に株式公開という選択肢を与え、社会的責任・信用という意識を生じさせる。同時にこれらは、従来の建設業の経営特性からの脱却や、社会的位置づけの変革をも意味します。このような、施工合理化という要素が必ずしも施工技術向上という話だけではなく、あらゆる側面に影響を与えるという関係性、ひとつの事象が間接的にどのような影響を及ぼしていったのかというプロセスを導き出すことができた点は本研究独自の内容であると考えています。

### ◆討議

民間企業のみを対象としている点に視野の狭さを感じます。例えば、国営の企業にも着目することで技術がどのように国から民間へ流れていったのかが見えることもあると思います。そこで、技術がどのように民間企業へ流れていったのかということについてわかったことがあれば教えてください。

回答：民間企業の技術導入の直接的なきっかけは戦後間もないころに行なわれた進駐軍工事だと思います。日本の建設業における技術の導入・開発は主に昭和30年代からですが、この進駐軍工事で日本の建設業者は諸外国との技術力の差を目の当たりにし、このままではいけないという意識が生まれます。もともと戦前から請負と言っても日本の建設業は直営的に行なわれることが多く、技術・機械などは専ら発注者持ちでした。しかし、進駐軍工事をきっかけとした日本の建設業者の意識変化が、もとをたどれば技術導入の起点であると考えます。実際、進駐軍工事の直後から一部ではありますが研究施設を創設する企業が見られたことも、ひとつの根拠となり得ると思います。